

# 令和 8 年 度 栃木市新製品等開発支援事業補助金 募 集 要 項

○申請をご検討の方は、申請前(お早めに)に必ずご相談ください。  
(申請案件の事業内容について、聞き取りいたします。)

○受付期間

令和 8 年 4 月 3 日(金)～5 月 22 日(金) ※土日祝日を除く  
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

○申請書提出先及びお問合せ先 (市外局番は 0 2 8 2)

商工振興課中小企業支援係 TEL 2 1 - 2 3 7 2

FAX 2 1 - 2 6 8 3

E-mail [syoukou01@city.tochigi.lg.jp](mailto:syoukou01@city.tochigi.lg.jp)

栃 木 市

栃木市内において、新製品又は新技術の研究開発を行う中小企業者の取組へ補助金を交付します。

**対象者** 申請できる方の要件は、次の①～④のとおりです。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者。
- ② 市内に主たる事業所を持ち、1年以上同一の事業を営んでいること。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 同一の補助対象事業について、本補助金と同種の助成を受けていないこと。

### **対象となる取組**

一般的に流通する類似した製品と比較して新規性を持つ新製品又は新技術の研究開発に資する取組を対象にします。

### **助成額等**

助成額は、補助対象経費の1/2に相当する額とし、上限を50万円とします。

助成件数は、2件程度です。

### **助成対象経費**

区 分	内 容
設 計 費	試作品及び試作用機械等の設計、システム等の委託に要する経費
試 験 費	試験、実験及びデータ分析、解析等の委託に要する経費 (機械の使用料・テスト費用)
測 定 費	測定の委託に要する経費
工 具 費	機械装置等の製作に必要な部品、工具等に要する経費 (備品(機械等)を除く。)
原 材 料 費	研究開発に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
外 注 費	研究開発に必要な原材料の再加工及びプログラム作成等を外注する経費
専門家等の 技術指導に 要する経費	技術指導を受けた者へ支払う経費（謝金等）
そ の 他 の 経 費	業種の特性により、特に必要と認める経費

## 審査基準

審査にあたっては、事業計画書の内容を総合的に判断し、下表の5項目について審査いたします。

新規性： （既存製品との差別化・付加価値を審査）	既存製品と比較して新規性はあるか
実現性： （事業計画の具体性を審査）	資金計画、事業計画に具体性があるか
市場性： （市場のニーズに沿っているか、将来的に事業化が可能かを審査）	市場での評価など将来性は考えられるか
有益性： （経営向上への貢献度を審査）	経営の向上につながるか
安定性： （事業実施にあたり、企業の安定性確認のため財務諸表を審査）	財務状況（経営状況）が安定しているか

## 審査委員会による審査について

- ① 補助金を交付する取組の選定にあたっては、審査委員会の審査を経て決定します。
- ② 審査にあたっては、事前に提出していただいた資料のほか、審査委員会において、プレゼンテーションをしていただきます。
- ③ 審査委員会の開催は、6月中～下旬頃を予定しています。
- ④ 審査結果については、6月下旬～7月上旬頃に文書により通知します。
- ⑤ 結果の理由に関するお問合せについては、応じかねますのでご了承ください。
- ⑥ 審査により補助金の交付を受けることが認められた取組の名称及び申請者名については、公表する場合があります。
- ⑦ 補助金の交付を受けることが認められた取組については、決定通知後に、事業に着手していただきます。（交付決定前の支出は、補助の対象となりませんのでお気をつけください。）

## 補助金の交付を受けることになった方の義務

- ① 事業実施の期間は、交付決定日から令和9年2月末日までとします。
- ② 事業終了後30日以内又は令和9年3月5日（金）のいずれか早い期日までに実績報告書を提出していただきます。
- ③ 実績報告書提出後、必要に応じ、現地において完了確認をいたします。
- ④ 事業終了後、実績報告書の内容を検査し補助金額を確定した結果、申請者に既に交付した補助金額に満たない場合は、差額（残額）を返金していただきます。
- ⑤ 補助年度終了後も、計画書に記載した事業期間中は、1年に1回事業報告書を提出していただきます。
- ⑥ 事業終了の半年後に行う、当該補助金に関するアンケート調査に回答していただきます。

## 申請手続き

補助金等交付申請書（栃木市補助金等交付規則別記様式第1号）に必要事項を記入の上、必要書類（下記①～⑥）を添付して、下記のとおり提出していただきます。

- ・電子データ 1部（下記①～③、⑤、⑥のPDFファイルを保存したCD-R等の電子媒体）
- ・紙ベース 1部
- ・添付書類
  - ① 事業計画書（栃木市新製品等開発支援事業補助金交付要綱別記様式第1号）
  - ② 収支予算書（同要綱別記様式第2号）
  - ③ 研究開発の具体性が分かる資料（事業説明に必要な資料）
  - ④ 市税完納証明書
  - ⑤ 会社案内
  - ⑥ 直近2期分の決算書（決算報告書及び勘定科目内訳書）

※補助金交付申請書及び添付書類①、②については、市商工振興課のHPから様式をダウンロードできます。

## 申請等に関する質問及び回答

申請等に関するご質問がありましたら、質問の内容を文書にして、次のいずれかの方法によりご提出ください。（様式は問いません。）

- ・商工振興課窓口へ直接持参又は郵送（栃木市万町9-25）による提出
- ・商工振興課宛てメール([syoukou01@city.tochigi.lg.jp](mailto:syoukou01@city.tochigi.lg.jp))又はFAX(0282-21-2683)による提出